少子化・人口減少対策戦略検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市町村や地域の様々な関係者と連携し、県民の希望をかなえる少子化対策及 び今後の人口減少を前提とした社会づくりを検討するため、少子化・人口減少対 策戦略検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は 条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

- 第2条 検討会議は、次の事項について意見交換を行う。
 - (1) 少子化対策に関する事項
 - (2) 人口減少を前提とした社会づくりに関する事項
 - (3) その他、上記に関連する事項

(構成)

- 第3条 検討会議の構成員は、別表のとおりとする。
- 2 検討会議に、少子化・人口減少対策全般について助言するためスーパーバイザー を置くことができるものとする。
- 3 必要に応じ上記以外の者に出席を求めることができるものとする。
- 4 検討会議に座長を置き、座長は長野県知事をもって充てる。

(開催時期)

第4条 検討会議は令和5年8月25日から令和8年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。